

I 審査方法

提出された企画提案書に基づき、国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）に設置された 熊本大学広報誌「熊大通信」企画競争選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類選考及びプレゼンテーション選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を求めることがある。

II 契約予定者の選定方法

提出された企画提案書及びその他の資料並びにプレゼンテーションについて、本審査基準に基づき審査を行い、一定の条件を満たす者を契約予定者として選定する。

III 評価について

（１）評価対象

評価対象は、企画提案者が提出した企画提案書の各項目及びプレゼンテーションの内容とする。

（２）評価方法

評価方法は、企画提案書の各項目に対して、以下のとおり行う。

- ① 選定委員会の各委員が下の表に基づき、各項目ごとに点数をつける。
- ② ①の点数に、あらかじめ定められた「重要度」をかけ、当該項目の評価点とする。
- ③ 各委員の②の評価点の平均点を、企画提案者の当該項目の点数とする。
- ④ 各項目の点数を合算した合計点を、企画提案者の得点とする。

評価は以下の５段階評価で実施する。

評価	点数
大変優れている	５点
優れている	４点
普通	３点
やや劣っている	２点
劣っている	１点

熊本大学広報誌「熊大通信」制作業務 企画競争審査基準

企画提案書 提出要領	審査基準	評点				合計
		配点	重要度	点数	重要度× 点数	
(1)	【広報紙の基本方針（コンセプト）】	【15】				／ 130
	制作の意図及び趣旨が本学の広報誌としてふさわしいものになっていること	(15)	3			
(2)	【広報紙の構成】	【50】				
	各コンテンツのコンセプトが明確に示されていること	(10)	2			
	本学の教育・研究内容を一般読者が理解できるような文章になっていること	(15)	3			
	本学のイメージアップになるような優れたデザイン力があること	(15)	3			
	読者の関心を引きつけるための創意工夫がなされていること	(10)	2			
(3)	【年間テーマ案】	【20】				
	時節に沿って各号のテーマが設定されていること	(10)	2			
	具体性があり、総合大学としての本学の取組みをバランスよく発信できる計画になっていること	(10)	2			
(4)	【制作スケジュール、業務実施体制】	【45】				
	記事の確認時間を十分に確保した制作スケジュールであること	(10)	2			
	スケジュールを適切に管理する工夫を講じていること	(5)	1			
	制作業務を確実に実行できる人員、体制となっていること	(10)	2			
	熊本市内（本学キャンパス等）での取材・打ち合わせを実行できる体制となっていること	(10)	2			
	印刷業務を確実に実行できる体制がとられていること	(10)	2			

○ワーク・ライフ・バランス等の取組み

※以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組みに関する認定内容等により加点する。]

企画提案書 提出要領	審査基準	評点	
		配点	点数
	1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチエるぼし認定企業）等		／ 10 (最大10.0)
	・ 認定1段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）	2.0	
	・ 認定2段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）	3.0	
	・ 認定3段階目	4.0	
	・ プラチナえるぼし認定	6.0	
	・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主）（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1.0	
	2. 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）		
	・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）	2.0	
	・ トライくるみん認定	3.0	
	・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））	3.0	
	・ くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）	3.0	
	・ くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和7年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1号の規定に基づく認定）	4.0	
	・ プラチナくるみん認定	6.0	
	3. 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定		
	・ ユースエール認定	4.0	
	4. 上記の認定に準ずると客観的に判断される場合（「ブライト企業認定」など）	3.0	
	5. 社会貢献活動を行っている客観的に判断される場合（「熊本県SDGs登録」など）	2.0	
	該当なし	0.0	

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。